訪問リハビリテーション運営規程

医療法人社団真清の会　新千歳クリニック

（事業の目的）

第1条　医療法人社団真清の会　新千歳クリニック（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2　事業の対象者は、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあっては要支援者）とする。

3　事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1　名称　　医療法人社団真清の会　新千歳クリニック

2　所在地　北海道千歳市住吉4丁目2番3号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条　事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者　1名

従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2)従業者

医師　　1名以上

理学療法士　1名以上

医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(3)事務職員　1名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営業日　月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

2　営業時間　9時00分から18時00分（土曜日は9時から13時）

（事業の内容）

第6条　指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

（通常の事業の実施地域）

第7条　通常の事業の実施地域は、千歳市の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条　この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

3　交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第9条　この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時にも実施しその内容を記録すること。

④　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する留意事項）

第11条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修　採用後　6カ月以内

（2）継続研修　　年1回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは従業者でなくなった後においても同様とする

附　則

この規程は、令和6年6月1日から施行する